

# 公立大学法人首都大学東京の役員退職手当について

## 地方独立行政法人法

公立大学法人

役員退職手当支給の基準を定め、知事に届出（第四十八条第二項）

知事

支給の基準を評価委員会に通知（第四十九条第一項）

評価委員会

支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかについて、知事に意見を申出（第四十九条第二項）

## 基本的な考え方

算定基礎となる支給年俸は東京都指定職給料表(平成17年4月時点)の4号給から9号給を年収換算して設定。

号給	年俸額
1	14,891,000
2	16,033,000
3	17,231,000
4	18,847,000
5	20,331,000
6	21,795,000

退職時での年俸号給を基礎とせず、在職期間中の年俸総額を基礎として退職手当を算定している。

支給基準
支給年俸総額 / 在職月数 × 在職年数

## 退職手当支給基準及び試算額比較一覧

単位:千円

法人(大学)名	報酬形態	支給基準	支給額試算【在職4年で試算】 (下段は算定基礎報酬額)		
			理事長	副理事長	理事
首都大学東京	年棒制	支給年棒総額 / 在職月数 × 在職年数	4,963 ~ 7,265 (14,891 ~ 21,795)		
横浜市立大学	"	年棒額 × 1/12 × 在職年数	6,000 (18,000)	5,833 (17,500)	-
愛知県立大学	"	年棒額 × 10/185 × 在職年数	4,254 (19,678)	3,680 ~ 3,967 (17,020 ~ 18,349)	3,129 (14,472)
大阪市立大学	"	年棒額 × 1/12 × 在職月数 × 10/100	8,000 (20,000)	6,000 (15,000)	4,800 (12,000)
大阪府立大学	月給制	給料月額 × 在職月数 × 12.5/100	6,396 (1,066)	-	3,198 ~ 5,058 (533 ~ 843)
東京大学	"	給料月額 × 在職月数 × 12.5/100	7,416 (1,236)	-	5,058 ~ 5,532 (843 ~ 922)
一橋大学	"	給料月額 × 在職月数 × 12.5/100	6,852 (1,142)	-	5,532 (922)
東京工業大学	"	給料月額 × 在職月数 × 12.5/100	6,852 (1,142)	-	5,532 (922)

は学長の職にある役員

(参考)都立産業技術研究センターは首都大学東京と同じ支給基準